ヤングケアラー宅への訪問支援事業

本市においてはヤングケアラーの負担軽減のため、一定期間ヘルパーを派遣する「訪問支援事業」を実施しています。

① **対象**
18歳未満のヤングケアラーがいる世帯
（相談のうえ、市が支援を必要と認めた世帯）

② **支援の内容**
家事・育児支援等



③ **派遣期間**
6ヶ月以内

④ **利用相談について**
子育て支援室へご相談ください。

子育て支援室
ホームページ

子どもに関わるすべての皆様へ

「大丈夫かな？」と感じたときは、まず
子どもにそっと声をかけてみてください。
その声かけが、身近な相談・支援先に
つながるための第一歩です。

相談窓口

18歳未満	
子育て支援室　支援中央担当	289－1730
子育て支援室　支援南担当	280－2180
子育て支援室　支援西担当	280－1510
18歳以上	
地域福祉課　福祉つながる窓口	221－2303

・相談受付は、月曜日から金曜日（祝日除く）の、午前9時から午後5時までです。

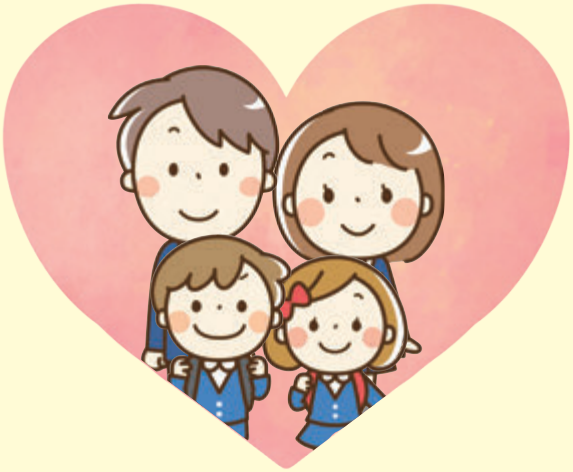
・子育て支援室は、お住まいの地域によって相談先が異なります。詳細については、子育て支援室のホームページをご確認ください。

子育て支援室
ホームページ

発行：姫路市子育て支援室
姫路市安田三丁目1番地

TEL:079-221-2066　FAX:079-240-5407
e-mail:kodomosoudan@city.himeji.lg.jp

知ってほしい ヤングケアラーのこと



姫路市ホームページ

**子どもが子どもらしく
いられる社会を**

姫路市子育て支援室

ヤングケアラーとは

子どもの年齢や成熟度に合った家族のケアやお手伝いは、思いやりや責任感などを育む良い面もあります。
しかし、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負う場合、本人の育ちや教育に影響がある等の課題が指摘されています。
ヤングケアラーは**「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」**と定義されています。

買い物・料理・掃除・洗濯などの家事



幼いきょうだいの世話



目をはなせない家族の見守りや声かけ



障害や病気のある家族の身の回りの世話



日本語が話せない家族や障害のある家族の通訳



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族への対応



「ヤングケアラーについて」 こども家庭庁https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer より加工して作成

ヤングケアラーが抱える気持ち

・自分の気持ちを知ってほしい
・周りに知られたくない
・頑張っていることを認めてほしい
・家族の手助けになりたい、家族が大切
・家族だからあたりまえ



どんな影響があるか

・勉強や部活など自分の時間が取れない
・友達とあそべない
・こころや体が疲れる
・対人関係を築きにくい
・希望の進路を選ぶことができない

ヤングケアラーが自らの状況を認識することが難しい、家族のことを話しにくい、相談することが難しい等の背景があります。
必要な支援につなげるには、まずは周囲の身近な大人がヤングケアラーに気づくことが大切です。

気づきのチェックリスト（一例）

- □ 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かける
- □ 家族の介助をしている姿を見かける
- □ 幼いきょうだいの送迎をしている姿をみかける
- □ 生活のために、就職（アルバイト）をしている
- □ 家族の付き添いをしている姿を見かける

「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書」三菱UFJ リサーチ&コンサルティング 参考

ヤングケアラーかなと思った時に心がけたいこと

① まずは本人と話ができる関係をつくること

支援を必要と感じるタイミングはそれぞれです。大切なのは、まずは本人に「いつでも話を聞くよ」というメッセージを伝え、話ができる関係をつくることから始めることです。

② 家族のケアをしていることを否定しないこと

ケアを行っていることを否定したり、逆に過度に評価するのではなく、本人の状況を認めたうえで、「もっと自分のことを優先していいよ」など、他の選択肢もあることを示すことが重要です。

③ 個人情報保護に留意すること

支援が必要な人が家族にいることを周囲に知られたくない、または、自分が周囲に相談したことを家族に知られたくない場合もあります。相談対応や支援にあたっては、ヤングケアラー自身やその家族の気持ちに十分配慮する必要があります。

④ ヤングケアラー支援は「家族支援」

ヤングケアラーのいる家庭は、ケアを必要とする家族の課題と、子どもがそれらのケアを担うことで発生する課題があります。子どもの負担を少しでも軽減していくためには、子どものみならず、家族全体を捉えることが重要です。

⑤ 迷う場合は相談を

「ヤングケアラーなのかわからない」「話しかけたいけど、迷う・・・」そんなときは子育て支援室までご相談ください。間違っていても（ヤングケアラーでなかったとしても）大丈夫です。